

不当労働行為で勝利命令！

会社は直ちに謝罪文を手交せよ！

5月23日、大阪府労働委員会は大阪第三車両所分会が、勤務時間外における詰所でのビラ配布など正当な労働組合活動に対する会社の介入と、組合役員への不利益取扱いなどの不当労働行為の救済を求めて申立を行っていた事件に対して、組合側の主張を全面的に認めた勝利命令を行いました。

①分会を独立した機関として認めようとしない会社の主張。

②詰所のビラ配布を口実とした分会書記長への業務指示、事情聴取、顛末所の提出。

③2点の掲示物の一方的な撤去などについて不当労働行為であると認定し、二度とこのような行為を繰り返さないよう謝罪文を組合側と手交することを命令しました。

私たちJR東海労は、会社に対して、大阪府労働委員会の命令を厳粛に受け止め、ただちに謝罪文を手交することを強く求めます。

不当労働行為と認定！

大阪府労働委員会が
詰所のビラ配布、掲示物撤去、
分会役員への事情聴取などを

写

命 令 書

主 文

被申立人は、申立人らに対し、下記の文書を手交しなければならない。

記

年 月 日

ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 萩原 光廣 様
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 船出 晋致 様
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会
執行委員長 西村 泰弘 様

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 松本 正之

当社が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないよういたします。

記

- 1 貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会笹田伸治書記長に対し、平成17年3月14日に同日の組合ビラ配布に係る注意指導を行い、同月16日に同日の組合ビラ配布に係る総務科への来料を命じる業務指示を行った後に、同月17日及び18日に同月16日の組合ビラ配布及び同日の業務指示に応じなかったことに係る事情聴取を行い、顛末所の提出を求めるといふ、一連の対応を行ったこと。
- 2 平成17年3月22日及び同月23日に、貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会の組合掲示板から下記の2点の掲示物を撤去したこと。
(1) 平成17年3月22日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワーハラスメント』って何？！」の掲示物
(2) 平成17年3月23日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワーハラスメント』って何？！」の掲示物